

資料編

# 1 海津市「健康生活についてのアンケート調査」の概要

## (1) 調査の概要

平成 14 年 8 月に「健康増進法」が制定され、全国の自治体で「健康日本 21」に基づいた計画をつくることになりました。

海津市においても、市民一人ひとりがしあわせな人生を実感できる健康づくりを実現していくために、各種健康づくり事業の充実や環境整備等を盛り込んだ健康づくり計画を策定することとなり、その基礎資料とするために、市民 3,100 人の方を対象とした健康に関する調査を実施しました。

## (2) 調査設計

### 1)対象者及び抽出方法

海津市在住の 18 歳以上の男女 1,800 人、0 ~ 5 歳乳幼児の保護者 300 人、小学生 500 人、中高生 500 人（無作為抽出法）

### 2)調査方法

郵送配布・郵送回収（但し、小・中学生は学校配布・郵送回収）

### 3)調査期間

平成 18 年 10 月 6 日～平成 18 年 10 月 23 日

## (3) 回収状況

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
一般	1,800	980	54.4%
0 ~ 5 歳の保護者	300	188	62.7%
小学生	500	366	73.2%
中高生	500	331	66.2%
合計	3,100	1,865	60.2%

## (4) グラフの見方

グラフ中の「N」はアンケート回答者のサンプル数を示しています。

## 2 ヒアリング調査の概要

調査対象：A.市民健康会議公募委員 10名

B.生活習慣病健診の受診結果のうち要指導の自営業の方6名

調査方法：調査票記入方式(対象者A)、聞き取り調査(対象者B)

調査期間：平成19年4～5月

### (1) ヒアリング項目

#### 1)健康全般について

現在、健康な方、元気の秘訣は何ですか。  
こころの健康を保つための工夫はありますか。  
何にストレスを感じていますか。  
ストレスをどのように解消していますか。  
日常生活が忙しくて、健康に関心を持っていても何もできない人をどう支援していけばよいと考えますか。  
日常生活において生活習慣病を絶えず意識していますか。また、防ぐために何をしていますか。  
子どもの健康について、今一番、危殆状況であると思われることは何だと思えますか。  
また、それを解決するにはどうすればよいと思えますか。

#### 2)健康を阻害する社会的環境について

過酷な労働環境(遠距離通勤、慢性的残業、深夜帰宅、遅い夕(夜)食、睡眠不足、朝食抜き、運動不足、ストレスなどの連鎖)のため、不健康な生活を送らざるを得ない状況下にある人が家族内、あるいは身近にいますか。  
そのような状況下での健康維持、健康づくりはどのようにすればよいと思えますか。  
そのような状況下の家庭が子どもに及ぼす生活習慣の乱れ(遅い夕(夜)食、遅い就寝時間、朝食抜き等)が子どもに与える健康の害についてどのように考えますか。

#### 3)栄養・食生活について

健康づくりの一環として栄養・食生活に注意を払っていますか。また、それはどんなことですか。  
食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬、輸入食品などが問題になっていますが、食の安全性の確保のために、我々にできることは何だと思えますか。  
朝食を食べない子どもが増えていますが、どのようにすればよいと思えますか。  
海津市の学校給食の現状についてどのように感じておられますか。  
一人暮らしの若者や高齢者の食生活についての問題について、どう考えますか。  
コンビニで食材調達せざるを得ない人の健康管理についてどうすればよいと思えますか。

#### 4)健康づくりについて

健康づくりのために継続して実践していることはありますか。  
健康づくりを始めたきっかけは何ですか。  
健康づくりのためにどんな内容の教室等があれば参加しますか。  
どんなきっかけがあれば、運動しやすいと思えますか。  
海津市の健診について、どのように感じておられますか。  
健診を受けやすくするためにはどうすればよいと思えますか。  
健康づくりに関して、こんな支援があればと思うことはありますか。

## (2) ヒアリング結果のまとめ（概要）

### 1)健康全般について

「現在、健康な方の元気の秘訣」については、持病があるとする人も含めて、全員の回答があり、A、Bともに、「食事、睡眠、運動」そして「おしゃべりなど明るく前向きな気持ちで過ごす」といった内容があります。

「心の健康を保つための工夫」については、A、Bともに、「心に溜めず何でも話す、物事をポジティブにとらえる、広い心でくよくよしない、気分転換をする(酒、映画鑑賞、外出、スポーツ)」といった回答が多く、とも重なる内容が多い結果となっています。

Bには「仕事以外のことを考えない、忙しくして悩んでいる暇をつくらない」という回答もあり、自営業という職業柄を感じさせます。

「何にストレスを感じるか」については、A、Bともに「仕事(職場)、対人、病気」の3つに大きく集約できます。「仕事」では、Bに「仕事優先で休みが取れない、不景気であること、仕事がうまくいかなかった時」という回答があります。「対人」では、「家族(義父母、義姉、妻、思春期の娘)、他人との付き合い方、子育て」という回答、「病気」では、「病気になることへの不安」という回答があります。

「ストレスの解消法」については、A、Bともに「おしゃべり、気分転換(買い物、酒、旅行、運動など)、無心になれることをする、自分を追い込まない」といった回答が多く、とも重なる内容が多い結果となっています。

「日常生活が忙しくて、健康に関心を持っていても何もできない人の支援のしかた」については、「忙しいを理由にしてはいけない、本人の自覚とやる気が大事」という突放し型の回答と、「忙しい中でも、その人ができる条件を整えるべき」という支援型の回答があります。支援型では、「土日や夜間、託児付きでできるような環境整備」「訪問指導、企業への直接指導」といった内容があります。また、「体験談や事例を示して、仕事よりも健康第一という価値観の転換を図る」という回答もありました。

「日常生活において生活習慣病を意識しているか」については、「意識していない」とする人は、Aでは10人中3人、Bでは6人中1人となっています。意識している人が「生活習慣病を防ぐためにしていること」としては、「カロリーコントロール、バランスのよい食事(塩分、脂肪分、糖分に注意) 食事の量の制限、犬の散歩」といった内容があります。また、「意識はしているが何もできていない」という回答も2件あります。

「子どもの健康について、今一番、危機的状況であると思われること」については、「子ども」を客観的対象と自分の子どもと捉えた回答に分かれていますが、内容的には大きく「食生活の乱れと運動不足」に集約されます。「食生活の乱れ」に関しては、

「しっかりと噛むことができない、家族そろって食事をしない、朝食をとらない、食べすぎ、偏食、インスタント食品や甘いものを食べる」といった内容、「運動不足」に関しては、「体力の低下、ちょっとしたことで怪我をしたりする不器用さ」といった内容があります。

「 の状況を解決するにはどうすればよいか」について、「食生活の乱れ」に関しては、「食育の充実、週2～3回は家族と一緒に食事する、朝食抜きの解決には早寝早起き、食べすぎ・偏食は親の努力と相談できる機関、インスタント食品は買わない・食べさせない」といった内容があり、「運動不足」に関しては、「もっと外で遊ばせる、小中学校で運動する機会を増やす、親と一緒にスポーツなどをして身体を鍛える」といった内容があります。

## 2)健康を阻害する社会的環境について

「過酷な労働環境のため、不健康な生活を送らざるを得ない状況下にある人が家族や身近にいるか」については、Aでは10人中9人が、Bでは6人中4人が「いる」と回答しています。

「 のような状況下での健康維持、健康づくりはどのようにすればよいか」については、「自覚した本人が注意するしかない」「体が慣れるしかない」「忙しく時間がない中でも、それなりに生活のリズムをみつけ、食生活、運動等を改善する」「睡眠を十分にとる」「外食の内容に気をつける」「サプリメント補助食品をとる」「夕飯を消化のよいあっさりメニューにする」「休日には自然に触れるようにする」といった主として個人の自助努力を促す回答と、それに加えて、「健康指導、社会的な意識づけが必要。家族や同僚などに重大な症例が出なければ気づかない状況だと思うが、健保組合などをもっと上手く利用して、活かすための健診及び指導をしてほしい」「職場の勤務状態・環境の改善、海津市に働ける場を創出する」といった社会的な環境整備を指摘する回答があります。

「 のような状況下の家庭が子どもに及ぼす生活習慣の乱れが子どもに与える健康の害」については、「親の生活リズムが子どもに影響する」「集中力の低下、情緒不安定等の障害」「生活習慣病への近道」といった害があるので、「父親（原因者）の生活と子どもの生活サイクルを分ける必要がある」という回答が多い結果となっています。両親とも働く環境にある家庭でも、家庭での役割分担の固定化が感じられる回答となっています。

## 3)栄養・食生活について

「健康づくりの一環として栄養・食生活に注意を払っているか」については、「注意を払っていない、食べたいものを食べる（肉好き、野菜嫌い）改善するのは無理」という人がBに1人います。

「どんなことに注意を払っているか」については、「野菜を多く食べるようにしてい

る」という回答が6人で最も多く、次いで「バランスのよい食事を心がける」の3人となっています。その他、「カロリー・栄養素等に気をつける、食事量と間食を減らす、暴飲暴食に気をつける、過食と外食を避ける、食事時間を規則正しく」などの回答があります。

「食品添加物、遺伝子組み換え食品、残留農薬、輸入食品などの問題に対して、食の安全性の確保のために、我々にできることは何だと思うか」については、「不確かなものは買わない、食べない」という回答が6人で最も多い結果となっています。その他、「表示ラベルをチェックして買う、信用できる表示を求める、生産者が明示されているものを買う、信用できる店を選ぶ(5人)」「国内産のものを選ぶ、地産地消(4人)」「消費者側の意識づけと生産者側のモラル」「食品の選択を組織的・運動的に進める」などの内容があります。

「朝食を食べない子どもが増えているが、どのようにすればよいか」については、「早寝早起きをする」という回答が7人で最も多い結果となっています。その他、「親が責任を持って食べさせる、大人がまずきちんと食べる、親が早起きして朝食を作る、朝食の大切さを教える」といった「親の役目」を指摘する回答があります。家庭での役割以外に「希望者には学校で食べさせることを取り入れる、学校で週1回程度食べさせる」という回答があります。

「海津市の学校給食について感じていること」については、「いろいろな食材、料理が食べられてよい、工夫されている、栄養面でよく考えられている、中学校給食があってありがたい」といった肯定的な内容と、「給食の時間が短い、保育園から中学生まで同じ献立・同じ味付けでなく成長に応じた献立をもっと増やす、多少お金がかかっても食に対する意識を高めるため美味しいものを作ってほしい」といった要望もあります。

「一人暮らしの若者や高齢者の食生活についての問題についてどう考えるか」については、「自分自身で考えていかなければならない」とする回答が3件、「ひとり暮らし高齢者へのお弁当提供や食事をしに気軽に立ち寄れるサロン、ボランティアの助け」といったサービスが必要とする回答が4件あります。その他に「外食やお弁当を購入する際のアドバイスが必要」という回答があります。

「コンビニで食材調達せざるを得ない人の健康管理についてどうすればよいか」については、コンビニ食材とはコンビニ弁当というイメージを描いて、よくないという前提での回答が多い結果でした。「コンビニで食材調達せざるを得ない人」というのは、設問1. や2. と同様、好まざるともそうせざるを得ない状況下にある人の栄養・食生活をどうするかについて意見を求めたものでありましたが、回答は設問の趣旨にやや外れた内容が多い結果でした。しかし、「身体に必要なものを選べる知識が持てるように」や「食改の出番」といった回答は、今後の施策作りの視点として参考になると考えられます。

#### 4)健康づくりについて

「健康づくりのために継続して実践していること」については、「運動と食事」に集約されます。「運動」については、Aでは「歩く、散歩、軽い体操、適度な運動」という内容だが、Bでは「野球、山登り、スキー、水泳」とAに比べてハードなスポーツを挙げる傾向がみられます。「食事」については、「バランスに気を配る、1日30品目食べるようにする、飲酒量を減らす」などの回答があります。

「健康づくりをはじめたきっかけ」としては、「高血圧・高コレステロール値、運動不足、肥満、持病の管理、ストレス解消」などの回答があります。

「健康づくりのためにどんな内容の教室等があれば参加するか」については、「体操教室、ヨガ教室」が多く、その他には「生活習慣病改善のための運動や食事の勉強会、心身一体の健康づくり教室、禁煙教室、エステ付足つぼマッサージ教室、楽しんでやせられる教室、運動や栄養について学ぶ教室」といった内容があります。また、参加の条件として「平日の午前中託児付の教室、夜の教室」「親子参加型のもの、年配の人でも参加できるもの」という回答があります。

「どんなきっかけがあれば、運動しやすいか」については、「仲間がいる、友人に誘われる、具体的目標がある、場所が近くにある、医師に必要性を指摘される」などの回答があります。

「海津市の健診について感じていること」としては、「定期的を受診できてとてもよい、登録制・選択性になって自分にあった時間帯を選ぶことができる、内容が豊富」といった高い評価と、「病院が限られている、市外の医療機関でも受診できるとよい（特に婦人科系は出産した病院で受診したい）、健診日の周知が必要、子どもの生活習慣病健診をしてほしい、費用対効果を考えてレベルの高いものを供給してほしい」といった要望の回答があります。

「健診を受けやすくするためにはどうすればよいか」については、「居住地に近いところでの実施、自分のかかりつけの病院での受診、受診者が医療機関を選べること」といった受診場所の問題と、健診日の予約なしでの受診や時間帯などに対する要望、「健診の場に出かけやすい雰囲気づくり」「健診日の周知」「人間ドック費用助成のPR」といった回答があります。

「健康づくりに関して、こんな支援があればと思うこと」については、「サークルに移行することへの支援、医師・看護師による相談会、保健センターなど保健師常駐の施設でのサロンのような場所づくり、ウォーキングコースの整備、自分の健康確認ができる場所」といった内容と、「平日の昼間だけでなく、休日（土日）の開催、歩いて行ける近い場所でのラジオ体操等、地域の自治組織へ出張して開催したり指導したりする支援」といった日程と場所についての内容があります。

### 3 「かいづ健康づくりプラン」策定の経過

年月日	会議名等	内容
平成 18 年 8 月 3 日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画の概要説明
8 月 28 日	健康づくり計画検討委員会 ワーキンググループ	・健康づくり計画の概要説明及び アンケート調査票の検討
8 月 30 日	健康づくり計画検討委員会	・健康づくり計画の概要説明及び アンケート調査票の検討
9 月 7 日	健康づくり推進協議会	・アンケート調査票の検討
10 月 6 日～ 10 月 23 日	アンケート調査実施	
平成 19 年 3 月 22 日	健康づくり計画検討委員会 ワーキンググループ	・アンケート調査結果報告
3 月 29 日	健康づくり推進協議会	・アンケート調査結果報告
4 月～5 月	ヒアリング実施	
7 月 25 日	健康づくり計画検討委員会 ワーキンググループ	・健康づくり計画の素案の検討
8 月 2 日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画の素案の検討
9 月 18 日	健康づくり計画検討委員会 ワーキンググループ	・健康づくり計画の最終案の検討
9 月 27 日	健康づくり推進協議会	・健康づくり計画の最終案の検討
月 日～ 月 日	パブリックコメントの実施	・計画書案を海津市パブリックコメント 手続実施要綱に基づいて実施
月 日	健康づくり推進協議会	・「かいづ健康づくりプラン」の確定

#### 【市民健康会議開催経過】

	年月日	内容
第 1 回	平成 19 年 3 月 23 日	・健康づくり計画の概要説明 ・健康課題の検討
第 2 回	4 月 20 日	・健康課題の整理 ・7 分野別各期別の目標 ・海津市のスローガンの検討
第 3 回	5 月 23 日・25 日	・健康課題及び目的達成のための具体策
第 4 回	7 月 6 日	・ヒアリング調査結果の報告 ・7 分野別目標及び具体的取り組み



## 4 健康づくり計画策定のための各種委員会設置要綱等

### (1) 健康づくり推進協議会要綱

(設置)

第1条 市民の健康の保持と増進を図り、もって生活の安定と福祉の向上に資することを目的として、海津市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市が定める健康計画に関する事項
- (2) 健康づくりの知識の普及及び組織の育成に関する事項
- (3) 健康づくり事業の策定及び推進に関する事項
- (4) その他市民の健康づくりに関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 医療保健機関等の代表者
- (3) 各種団体等の代表者
- (4) 教育関係の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長は、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康課において行う。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、この協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月28日から施行する。

## (2) 健康づくり計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 海津市における総合的な健康づくりを推進するための計画(以下「健康づくり計画」という。)の策定及びその推進をするため、海津市健康づくり計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくり計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 健康づくり計画の策定及び推進における関係部課の総合調整に関すること。
- (3) その他検討委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に定める職にある者及び委員長が指名する者をもって組織する。

2 委員長は、市民福祉部長をもって充て、検討委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

### (会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認める場合は、会議に関係課等の者の出席を求め、意見又は説明等を聴き、又は関係課等の長に対し資料、情報等の提出を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第5条 検討委員会に、海津市健康づくり計画検討委員会ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

2 ワーキンググループは、別表第2に定める検討委員会の委員の所属する課等の者で当該所属長に推薦された係長級の者及び公募委員をもって充てる。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、検討、調査研究を行い検討委員会に報告するものとする。

4 ワーキンググループは、健康課長が招集し、これを主宰する。

### (事務局)

第6条 検討委員会、ワーキンググループの事務局は、市民福祉部健康課に置く。

### (委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

### 附 則

この訓令は、平成18年8月21日から施行する。

別表第1

市民福祉部長
市民福祉部福祉総務課長
"  児童福祉課長
"  障害福祉課長
"  高齢福祉課長
"  市民課長
教育委員会教育総務課長
"  学校教育課長
"  社会教育文化課課長補佐
"  スポーツ課主幹
企画部まちづくり推進課課長補佐
産業経済部農林振興課長

別表第2

市民福祉部	福祉総務課
"	児童福祉課
"	障害福祉課
"	高齢福祉課
"	市民課
教育委員会	教育総務課
"	学校教育課長
"	社会教育文化課
"	スポーツ課
企画部	まちづくり推進課
産業経済部	農林振興課
公募委員	

### (3) 海津市健康づくり計画市民健康会議設置規程

(設置)

第1条 海津市における総合的な健康づくりの推進を図るための計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、市民の意見を計画に反映させるため、海津市健康づくり計画市民健康会議(以下「市民健康会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 市民健康会議は、主として市の健康づくりにおける市民としての援助の在り方、方策等について意見交換及び討議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 市民健康会議は、15人以内で組織する。

2 委員は、広報等により公募するものとし、委嘱は行わない。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の報告が終了したときまでとする。

(部会)

第5条 市民健康会議に部門別の部会を置くことができる。

2 各部会には、部会員の互選により部会長を置き、部会長は部会を代表し会務を総理する。

3 部門別の部会及び検討内容については、委員が合議のうえ定める。

(運営及び事務局)

第6条 市民健康会議(部会を含む)は、健康課が事務局となり運営を行うものとする。

2 事務局は、委員が作成した議事要旨をまとめる。

3 事務局は、市民健康会議に資料、情報等を提供し、必要に応じて担当職員を派遣し、または外部アドバイザーを招聘する。

(報酬、旅費等)

第7条 委員には、報酬、旅費を支給しない。

(公開の原則)

第8条 市民健康会議の議事要旨及び市長への報告内容は、個人情報に関するもの等を扱う場合を除き、必要に応じて市民に公開することができるものとする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、市民健康会議の議事、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行し、平成18年11月30日から適用する。

## 5 健康づくり計画策定のための各種委員会委員名簿

### (1) 健康づくり推進協議会委員名簿

(敬称略)

役 職 名		平成 18 年度	平成 19 年度
市議会の代表	市議会の議員	福井 恭平	福井 恭平
医療保健機関等の代表	医師会代表	大井 益一	大井 益一
	歯科医師会代表	田中 嗣朗	田中 嗣朗
	薬剤師会代表	阿部 博行	阿部 博行
各種団体等の代表	母子保健推進員代表	本多 房子	本多 房子
	食生活改善協議会代表	桑原 文子	桑原 文子
	食品衛生協会代表	伊藤 光行	伊藤 光行
	国民健康保険運営協議会代表	永田 武秀	赤尾 俊春
	老人クラブ連合会代表	中島 健壽	菱田 健
	自治連合会代表	小山 豊	水谷 捨巳
教育関係の代表	教育委員代表	横川 隆正	横川 隆正
	学校校長会代表	林 百合子	横井 信雄
	幼稚園長代表	伴 浩美	伴 浩美
	体育指導委員代表	高木 周	高木 周
	PTA連合会代表	水谷 友則	河合 浩二
関係行政機関の代表	西濃保健所 健康増進課長	堀 幸子	梶山 美代子
	社会教育文化課長	日比 正廣	-
	生涯学習課長	-	大橋 優
	スポーツ課長	大井 喜代次	大井 喜代次
	まちづくり推進課長	三木 孝典	-
	企画政策課長	-	三木 孝典

### (2) 海津市健康づくり計画市民健康会議公募委員名簿

(敬称略)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名
海津町	安藤 智子	平田町	大橋 忠志	南濃町	江崎 ケサ子
	伊藤 義美		栗田 美香		中村 みどり
	鈴木 純恵		佐藤 登志子		古川 恒子
	森 伊都子		渡辺 祐子		堀田 千賀子
	山根 正吉				牧野 和子
			安田 味和		

## (3) 健康づくり計画検討委員会委員名簿

所 属 ・ 職 名		平成 18 年度	平成 19 年度
市民福祉部長		大倉 富夫	佐藤 博章
市民福祉部	福祉総務課長	大倉 明男	後藤 昌司
	児童福祉課長	平野 敏	平野 敏
	障害福祉課長	後藤 昌司	木村 元康
	高齢福祉課長	鈴木 里美	鈴木 里美
	市民課長	安藤 勉	伊藤 恵二
教員委員会	教育総務課長	渡辺 良光	渡辺 良光
	学校教育課長	菱田 秀樹	菱田 秀樹
	社会教育文化課課長補佐	大橋 優	-
	生涯学習課課長補佐	-	伊藤 一人
	スポーツ課主幹	田中 芳美	田中 芳美
企画部	まちづくり推進課課長補佐	服部 尚美	-
	企画政策課課長補佐	-	服部 尚美
産業経済部	農林振興課長	水谷 明寛	高木 栄

## (ワーキンググループ)

所 属 ・ 職 名		平成 18 年度	平成 19 年度
市民福祉部	福祉総務課	水谷 良司	水谷 良司
	児童福祉課	中島 幸子	中島 幸子
	障害福祉課	三宅 正美	三宅 正美
	高齢福祉課	岡田 法子	水谷 直美
	市民課	伊藤 一	伊藤 一
教員委員会	教育総務課	楠 正江	楠 正江
	学校教育課	長尾 孝文	長尾 孝文
	社会教育文化課	伊藤 一人	-
	生涯学習課	-	伊藤 一人
	スポーツ課	宇津 慎一	宇津 慎一
企画部	まちづくり推進課	長谷川 誠	-
	企画政策課	-	荒川 逸夫
産業経済部	農林振興課	安部 道春	安部 道春